

京都地方税機構の徴収業務が開始されます

平成21年12月28日
京都地方税機構
(075-414-4499)

京都地方税機構では、下記のとおり、1月4日から徴収業務を開始することとなりましたので、お知らせします。

記

1 業務概要

(1) 高額滞納案件(500万円以上)の滞納整理(約250件)
機構本部に特別機動担当(5名)を設置

(2) 府・市町村との共同徴収案件の滞納整理(約500件)
府と市町村が共同で実施している滞納案件について、次の6つの地方事務所で滞納整理

地方事務所名	所在地	所管区域
相 楽	京都府木津総合庁舎	木津川市、相楽郡
山城中部	城南勤労者福祉会館	宇治市、城陽市、八幡市、京丹後市、久世郡、綴喜郡
乙 訓	京都府乙訓総合庁舎	向日市、長岡京市、乙訓郡
中 部	京都府亀岡総合庁舎	亀岡市、南丹市、船井郡
中 丹	福知山市大江支所	福知山市、舞鶴市、綾部市
丹 後	京丹後市大宮庁舎	宮津市、京丹後市、与謝郡

(参考)

- ・4月からは、納期限を経過した府・市町村税の全滞納案件を機構で滞納整理

2 その他

- ・対象者には、機構から個別に文書で通知します。
- ・地方事務所は、1月5日から開所します。